

# 西蒲民商ニュース

16年9月26日号

西蒲区巻甲2573-5

TEL 72-3372

FAX 72-3321

## 納税者の権利主張が大事

## 民商の立会いを事

## 実上認めさせる!

9月15日、Aさん(建築・リフォーム業)に巻務署の調査が入りました。巻務署は、守秘義務や税理士法を理由に第三者の立会いを認めていません。

### 【Aさんは】

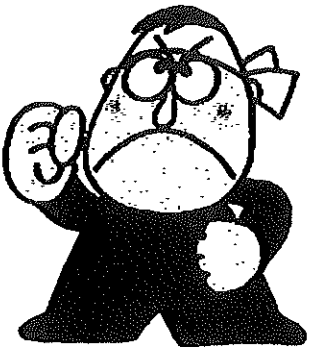
- ① 税金の申告は、西蒲民商と相談して行っているので民商の立会いがなければ調査に对应されない。
- ② 請求書や領収書等の原始記録や帳簿は、提示するので調査してほしい。
- ③ 原始記録は、自分の物で持ち帰りはやめてほしいと主張しました。

### 【巻務署は】

- ① 公務員は守秘義務があるので第三者の立会いは認められない。
- ② 原始記録の持ち帰りが出来なければ改めてくるのでコピーさせてほしい。
- ③ 銀行や郵便局などの通帳をコピーさせてほしい。

### 【その後の対応】

- ① リフォーム業の申告の仕方をめぐって民商の立会いを事実上認める。
- ② 巻務署は、原始記録の持ち帰りはやめて、後日コピーに来る。
- ③ 銀行通帳などのコピーは一部認める。



税務調査は強制ではない、納税者には権利がある。

## 税金が払えず困っている

## 税金の換価猶予(申請型)

## 制度の活用を!

2015年4月から国税の納税緩和制度が見直され、制度の活用が広がっています。

これは、確定申告や予定納税で税金が一括で支払えない場合、

- ① 納税が百万円以下の場合、申請書類を巻務署に提出
- ② 許可されると財産の差押えがストップ
- ③ 延滞税等が一部、全部免除される
- ④ 猶予期間は最大二年

と使いやすくなっています。

巻地域のAさん(土木)は、消費税の予定納税50万円が納められず、中間申告で25万になりました。25万円も一括で払えないため月5万円の申請を出しました。困っている人は西蒲民商にご相談下さい。



## 戦争法(安保法)成立

## 1周年、改憲許さない

安倍内閣による戦争法が強行されて1年、全国や新潟県で「安保関連法」廃止の集会やデモがくりひろげられました。

新潟市内では、約200人の市民が参加、森ゆう子参議院議員は、

「何がなんでも平和憲法と立憲主義は守り抜く、知事選では安倍政治に反対する知事を選ぶため頑張る」と決意表明しました。

26日から始まる国会では、改憲めざす憲法審査会が始まるうとしています。憲法改悪反対、戦争法廃止の世論と運動を強めて行きましょう。